



令和 8 年 9 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

韓国ソウルで食べ飲み三昧！

アニョハセヨ～。暑い日が続きますね。



さて、今回は、超絶くだらない話！7月11日、12日の2日間で、韓国・ソウルへ行ってきました。

韓国は多分5回目？になりますが、最後に行ったのが15年位前なので、あまり記憶がありません（笑）。

新鮮な気持ちで、今回は「食」を目的に、ひたすら食べて、飲む旅！焼肉に、サムギョブサル、冷麺、屋台グルメなど、美味しいものを思う存分堪能してきました。

その中でも、一番印象に残ったのが広蔵市場（カンジャンシジャン）です。

市場の中は地元の方や観光客で大賑わい。活気にあふれ、「市場ってこういう場所だよな」と思わせる雰囲気でした。

そして、今回一番衝撃だったのが、**ユッケの上でタコの細かい足が踊っている一皿！**

運ばれてきた瞬間は、思わず「おお！」なのか「おえー！」なのか、とにかく声が出ていました！お味の方は、新鮮な牛肉の甘みと、ごま油の香り、そして口の中で吸い付いてくるタコ。

日本では禁止になってしまったレバ刺しも味わい、何とも不思議で贅沢な体験でした。



旅行の関係で、最近韓国ドラマにハマってしまっていて(;´∀`), 「私の夫と結婚して」とか「エージェントキム」とか見てしまいました。昔は「冬のソナタ」とかも見ていたんですが、韓国ドラマって見始めると止まらなくなりますよね。

そんな韓国ドラマで最近よく見るアレ→。

ドラマの中で俳優がよく食べているアレです。CMをドラマに入れ込む手法なんですかね～。思わず買ってしまいました。



無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。

ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！

日程を調整させていただきます。



本店
便り

社員税理士就任のごあいさつ

文責：亀田

こんにちは！

今回の本店便りは、先月より弊社の社員税理士に就任いたしました、小林よりごあいさつさせていただきます。

8月1日付けで三上税理士法人の社員税理士になりました、小林 武尊（こばやし たける）です。

社員税理士とは、聞きなじみのない言葉かもしれませんが、一般企業でいう取締役、役員のようなイメージかと思います。



三上税理士法人に転職して5年、税理士登録をして3年、法人や個人の確定申告、資産税を担当していますが、税を取り巻く環境も変わり、日々勉強の毎日です。

三上税理士法人のコンセプトでもある、お客様にとって「気軽に相談できて、信頼できる税理士事務所」を体現できる存在になっていきたいです。これからもよろしくお願いいたします。

インター
店
便り

副店長就任のごあいさつ

文責：大矢

こんにちは。

前月号では、店長交代に伴い、私、大矢よりごあいさつさせていただきましたが、今月号では、新しく就任した副店長よりごあいさつをさせていただきます。

この度、春日井インター店の副店長になりました、足立 圭市（あだち けいいち）です。

春日井市の環境が気に入り、住み始めて20年程経ちました。



若い職員が多い事務所の中で、体力、気力ともに負けない心意気で50代ながら走り続け（春日井マラソン4年連続完走できました）、入所して9年目を迎えております。

前職では、証券会社でCFPの資格を取得し、資産運用の相談業務を経験しました。

これからも、顧問先の皆様のお役に立てるよう日々邁進してまいります。よろしくお願いいたします。

9月の税務

- ・個人事業者の消費税の中間申告分の振替日（振替納付を選択している場合） **振替日…9月29日(火)**
- ・7月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税）、
1月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分） **申告期限…9月30日(水)**

国税庁 令和 8 年分路線価公開

文責：梅村

令和 8 年 7 月 1 日(水)、国税庁は令和 8 年分の路線価を公表しました。

標準宅地の評価基準額は全国平均で前年比 2.9%上昇し、5 年連続の上昇となりました。上昇率は前年の 2.7%を上回り、2010 年以降で最高となっています。

都道府県庁所在地の最高路線価は、35 年ぶりに全都市で下落が見られず、44 都市で前年を上回る結果となりました。

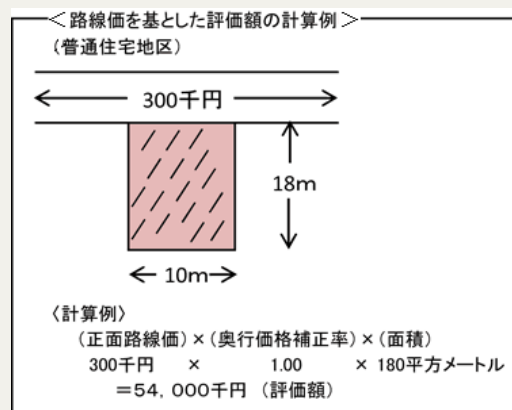


路線価とは、道路（路線）に面する土地の 1 平方メートル当たりの評価額で、相続税や贈与税の土地の評価額を算定する際の基準となるものです。なお、路線価が定められていない地域では、「倍率方式」により土地を評価します。

① 路線価方式による評価

路線価方式では、評価対象地が接する路線の路線価に、必要な画地調整率（評価対象地の形状等（奥行距離、不整形の度合い、角地など）に基づき、価額を補正する率）及び地積を乗じて評価額を算出します。

路線価は、土地の価額がおおむね同一と認められる一連の土地が面している路線ごとに評価した、1 平方メートル当たりの価額です。



② 倍率方式による評価

倍率方式では、その土地の固定資産税評価額に、地価事情の類似する地域ごとに定めた評価倍率を乗じて評価額を算出します。

令和 8 年分の路線価は、全国的に上昇しました。路線価が上昇しますと、土地の評価額が上がり、相続税の負担が大きくなる可能性があります。

弊社では、初回 1 時間の無料相談を実施しております。相続税についてご心配な方は、どうぞお気軽にご相談ください。

【参考】

- ・ 国税庁 令和 8 年分の路線価等について
<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2026/rosenka/index.htm>
- ・ 国税庁 No.4602 土地家屋の評価
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4602.htm>

行楽 日記

敦賀で海と蟹

文責：澤井

春日井 IC から車で約 2 時間、福井県敦賀市へ行ってきました。

目的は、3 歳の娘がずっと楽しみにしていた海水浴です。

福井県には綺麗な海水浴場が多くありますが、敦賀市内でも特に透明度が高く波も穏やかとのことで、今回は「手の浦海水浴場」へ。敦賀 IC から 20 分ほどの場所にあります。

白い砂浜を歩いて波打ち際まで行くと、浅瀬でも小さな魚が泳いでいる姿を発見しました。

娘は海で遊ぶよりも魚探しに夢中。じっと水面を見つめながら魚を見つけては喜び、「魚いた!」と教えてくれました。

浜辺にはシーグラスもたくさん落ちていて、宝探しをしているようにお気に入りのを集めては楽しそうにしていました。

こじんまりしていて落ち着いた雰囲気だったので、のんびりとした時間を過ごすことができました。

帰る前には、7 月中旬にオープンしたばかりの「かにファクトリー」へ立ち寄りしました。

カニ加工の工場見学や体験コーナー、レストランなどがありましたが、特に印象に残ったのはキッズエリアです。

カニの工場とは思えないほど、室内アスレチックやボールプール、クライミングなどの遊具が充実。さらに紙に描いた塗り絵のカニがスクリーンの中で動くデジタルお絵描きもあり、娘が大喜びしていました。

親子そろって夏の敦賀を満喫しました。次は、11 月 6 日の越前ガニ漁解禁後に、冬の敦賀を訪れたいと思います。



三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212

◆共通メールアドレス

mikami@taxer.info